



133号

平成27年5月15日

全国間税会総連合会 全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>

E-mail info@kanzeikai.jp

印刷 株式会社 総北海



あべのハルカス(地上300m)と通天閣(地上100m)
(これらは、指呼の間にある。)

主要目次

平成27年度 税制改正の概要…………… 2～3

国の一般会計予算等の概要…………… 4～5

局連だより…………… 6～8

広報だより…………… 9～10

「税の標語」の募集…………… 10～11

全間連の動き／
全間連通常総会(三重大会)のご案内……………12

社会保障・税番号制度の概要等…………… 13～16

消費税 活かすみんなの 間税会

平成
27年度

税制改正の概要

平成27年度税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、

「デフレ脱却・経済再生」に向けた、成長志向に重点を置いた法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化など、経済好循環の着実な実現に資する措置

東京一極集中の是正や若い世代の結婚・子育ての希望の実現等を通じた「地方創生」に向けた措置

平成29年4月1日への「消費税率引上げ時期の変更に伴う対応」や「国際課税(G20・BEPSプロジェクト)関連の措置」等が講じられました。

なお、改正事項は多岐にわたるため、主要な事項のみを掲載しました。

一 法人課税

1 法人税率の引下げ

法人税率を、25.5%から23.9%に引き下げられました。

※27年4月1日以後に開始する事業年度において適用します。

2 課税ベースの拡大等

(1) 欠損金繰越控除の見直し

大法人の控除限度 現行所得の80%⇒27年度から65%⇒29年度から50%

(2) 受取配当等益金不算入制度の見直し

益金不算入割合 現行：持株比率25%未満は50%、25%以上は100%⇒持株比率5%以下は20%、5%超1/3以下は50%、1/3超は100%

3 賃上げへの配慮措置

○ 所得拡大促進税制における給与等支給増加割合の見直し

現行：基準年度比27年度+3%→28年度+5%→29年度+5%⇒基準年度比27年度+3%→28年度+4%(中小+3%)→29年度+5%(中小+3%)

○ 地方拠点強化税制の創設

地域再生法の改正により本社機能を東京圏から地方に移転したり、地方において拡充しよう

とする法人が計画を作成し、地方公共団体がこれを認定する枠組みを前提として、「特別償却又は税額控除制度の創設」「雇用促進税制の拡充」が図られました。

二 資産税課税

1 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置適用期限を平成31年6月30日まで延長し、非課税枠を最大3,000万円まで拡充されました。

2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

親・祖父母(贈与者)は、金融機関に子・孫(20歳以上50歳未満。受贈者)名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括拠出。子・孫ごとに1,000万円まで非課税となりました。

三 個人所得課税

1 NISA(非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)の拡充

(1) NISAの年間投資上限額の引上げ

NISAの年間投資上限額(現行：100万円)を、平成28年から120万円(累計600万円)に引き上げられました。

(2) ジュニアNISAの創設

20歳未満の人の口座開設が可能で、年間投資上限が80万円（最大400万円）となりました。

2 住宅ローン控除等の延長

住宅ローン控除の措置について、その適用期限を平成31年6月末まで1年6ヶ月延長されました。

【参考】 ふるさと納税の拡充

平成27年4月以降に行われる寄附については、ふるさと納税に係る特例控除額の上限を、個人住民税所得割の2割（現行：1割）に拡充されました。

四 消費課税

1 消費税率10%への引上げ時期の変更等

- (1) 消費税率10%への引上げ時期について、平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更されました。
- (2) 「景気判断条項」（税制抜本改革法附則第18条第3項）が削除されました。

2 外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

商店街やショッピングモール内などにおける各店舗の免税手続を、「免税手続カウンター」でまとめて行うことができるようになりました。

※ この場合、免税販売の購入下限額（一般物品：1万円、消耗品：5千円）については、各店舗における購入金額の合計額で判定できるようになりました。

3 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国内外の事業者間における競争条件の公平性を確保する観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信などの電子商取引に消費税が課税されます。（平成27年10月から施行）

4 たばこ税の見直し

旧3級品の紙巻たばこに係る国及び地方のたばこ税の特例税率については、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げることによって廃止されます。

※ 「旧3級品の紙巻たばこ」とは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、

「ウルマ」及び「バイオレット」の6銘柄をいいます。

5 車体課税の見直し

エコカー減税について、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、2年間の経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置が講じられました。

< 乗用車 >

《 改正前 》

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（※）	免税	免税
H27年度燃費基準+20%達成		
H27年度燃費基準+10%達成	75%軽減	
H27年度燃費基準達成	50%軽減	

《 改正後 》

	初回車検	2回目車検
電気自動車等（※）	免税	免税
H32年度燃費基準+20%達成		
H32年度燃費基準+10%達成	75%軽減	
H32年度燃費基準達成	50%軽減	
H27年度燃費基準+5%達成	25%軽減	

※ 電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車
(注1) 車検証の交付等の時点において、H27年度燃費基準+5%を達成している車については本則税率を適用します。また、経過的にH27年度燃費基準達成車（新車）に対し、本則税率を適用します。
(注2) ガソリン自動車・ハイブリッド自動車は、いずれもH17年排出ガス基準75%低減達成車（☆☆☆☆）に限り、適用します。
(注3) バストラックについても、乗用車に準じて見直しを行います。

【参考】 地方税における車体課税関係の見直し

(1) 自動車取得税の見直し

自動車重量税と同様、燃費基準の移行を円滑に進めるとともに、足下の自動車の消費を喚起することにも配慮し、2年間の経過的な措置として、平成32年度燃費基準への単純な置き換えを行うとともに、現行の平成27年度燃費基準によるエコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする等の措置が講じられました。

(2) 軽自動車税の見直し

平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）が導入されました。

(例) 軽四輪の自家用乗用車の場合

電気自動車等：概ね75%軽減、平成32年度燃費基準+20%達成車：概ね50%軽減、平成32年度燃費基準達成車：概ね25%軽減。

国の一般会計予算等の概要

平成27年度の国の一般会計予算の概要は、次のとおりです。

1 一般会計歳入歳出の概算

平成27年度の一般会計歳入歳出の概算は、次のようになっています。

(単位 億円)

区 分	前年度予算額 (当初) (A)	平成27年度概算額 (B)	比較増△減額 (B - A)	伸率
歳 入				%
1. 租 税 及 印 紙 収 入	500,010	545,250	45,240	9.0
2. そ の 他 収 入	46,313	49,540	3,226	7.0
3. 公 債 金	412,500	368,630	△43,870	△10.6
(1) 公 債 金	60,020	60,030	10	0.0
(2) 特 例 公 債 金	352,480	308,600	△43,880	△12.4
合 計	958,823	963,420	4,596	0.5
歳 出				
1. 国 債 費	232,702	234,507	1,805	0.8
2. 基礎的財政収支対象経費 (うち地方交付税交付金等)	726,121 (161,424)	728,912 (155,357)	2,791 (△6,067)	0.4 (△3.8)
合 計	958,823	963,420	4,596	0.5

2 租税及び印紙収入予算額 (一般会計・特別会計の合計額)

平成27年度の国の租税及び印紙収入の予算額 (一般会計・特別会計の合計額) は、58兆1,455億円となっています。

これを税目別にみますと次のようになっており、消費税の収入 (国の消費税6.3%分の収入) は17兆1,120億円で、所得税及び法人税を上回る税収をもたらす基幹税となっています。

税 目	予 算 額	構成比	税 目	予 算 額	構成比
直 接 税	億円	%	間 接 税 等	億円	%
所 得 税	164,420	28.3	消 費 税	171,120	29.4
復 興 特 別 所 得 税	3,436	0.6	酒 税	13,080	2.2
法 人 税	109,900	18.9	た ば こ 税	9,060	1.6
地 方 法 人 特 別 税	21,022	3.6	た ば こ 特 別 税	1,401	0.2
地 方 法 人 税	4,770	0.1	揮 発 油 税	24,660	4.2
相 続 税	17,610	3.0	地 方 揮 発 油 税	2,638	0.5
直接税計	321,158	55.2	石 油 ガ ス 税	100	0.0
			石油ガス税 (贈与分)	100	0.0
			航 空 機 燃 料 税	510	0.1
			航空機燃料税 (贈与分)	146	0.0
			石 油 石 炭 税	6,280	1.1
			電 源 開 発 促 進 税	3,230	0.6
			自 動 車 重 量 税	3,740	0.6
			自動車重量税 (贈与分)	2,567	0.4
			関 税	11,170	1.9
			と ん 税	100	0.0
			特 別 と ん 税	125	0.0
			印 紙 収 入	10,270	1.8
			間接税等計	260,297	44.8
			合 計	581,455	100.0

(注) 1 総額58兆1,455億円のうち、一般会計分は54兆5,250億円、特別会計分は3兆6,205億円となっています。

2 特別会計の税目別の収入は、次のとおりです。

地方法人特別税	2兆1,022億円
地方法人税	4,770
地方揮発油税	2,638
石油ガス税(贈与分)	100
航空機燃料税(贈与分)	146
自動車重量税(贈与分)	2,567
特別とん税	125
たばこ特別税	1,401
復興特別所得税	3,436

3 直接税と間接税等の比率

平成27年度の予算額における直接税と間接税等の比率(いわゆる「直間比率」)は、前ページの2の表でみるように55.2:44.8ですが、これを過去に遡ってみますと、次のようになっています。

年 度	総 額	比 率	直 接 税	比 率	間接税等	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和9～11年度	1,226	100	427	34.8	799	65.2
	億円		億円		億円	
25	5,702	100	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100	285,170	72.8	106,332	27.2
平成元	571,361	100	423,926	74.2	147,435	25.8
5	571,142	100	396,582	69.4	174,560	30.6
10	511,977	100	303,397	59.3	208,580	40.7
15	453,694	100	254,727	56.1	198,967	43.9
20	458,309	100	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100	212,941	52.9	189,492	47.1
22	437,074	100	246,225	56.3	190,849	43.7
23	451,754	100	258,581	57.2	193,173	42.8
24	470,492	100	276,251	58.7	194,241	41.3
25	512,274	100	311,381	60.8	200,893	39.2
26(補正後)	556,106	100	312,445	56.2	243,661	43.8
27(予 算)	581,455	100	321,158	55.2	260,297	44.8

(備考) 1 本表は国税について作成したものである。

2 「直接税」及び「間接税等」の区分は下記による。

直接税 所得税(譲与分を含む。)復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、法人特別税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、相続税、地価税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び還付税収入

間接税等 直接税以外のもの

3 地方法人特別税を除いた場合の平成27年度の計数は、以下のとおりである。

27(予 算)	560,433	100	300,136	53.6	260,297	46.4
---------	---------	-----	---------	------	---------	------

消費税は期限内に完納を！

北 海 道 間 接 税 会 連 合 会
納 税 表 彰 祝 賀



北海道間接税会は、過日「消費税期限内完納推進宣言」を行い、高橋会長(写真右)から大久保札幌国税局長に宣言書が手交されました。

北海道間税会連合会
会長 高 橋 則 行

銘酒



うらかすみ

株式会社 佐 浦

宮城県塩竈市本町2番19号
URL: <http://www.urakasumi.com/>



未成年者の飲酒は法律で禁止されています。
飲酒運転は絶対にやめましょう。
妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児に影響する恐れがありますので気をつけましょう。



オムロン株式会社
代表取締役副社長
鈴木 吉宣

会長挨拶

この度は、全国間税会総連合会の会報にて、大阪国税局間税協力会連合会（大間連）の活動について紹介できる機会をいただき、ありがとうございます。

大間連は、全国間税会総連合会（全間連）の下部組織として、大阪国税局管内の間接税関係業種団体を結集して設立された大阪国税局管内間税関係業種別団体協議会を前身としており、平成27年3月現在、賛助団体を含め、10業種団体により構成されております。府県や税務署ごとに法人会や間税会が組織されている他の国税局管内とは生い立ちが異なるため、会員数は少ないものの、消費税をはじめとした間接税に係る自主的な申告納税体制の確立を通じて、税務、税制等の公正な執行に寄与し、税務当局の施策に協力するとともに、関係団体との連絡、協調に努めることを目指し、事業活動を推進しております。

具体例として、年2回開催している消費税・印紙税セミナーでは、局消費税課の担当官を講師にお招きし、法令改正事項などの説明を受け、多くの会員が参加しております。また、これとは別に、会員の申告実務上の課題や疑問点を担当官を交えて議論する研究会も開催し、税についての啓発活動を行っております。

さらに、大間連の活動をより一層活性化させるために、一昨年より、大阪国税局長による講演会の開催や、当局の関連部門のご協力を賜り、会員各社との意見交換の場を設けるなど、間接税の枠にとらわれず、小さい組織ならではの活動に取り組んでおります。

税制に目を向けますと、平成29年には消費税率の10%への再引上げや、複数税率の導入が検討されており、正しい税知識の普及・啓発活動など、間税会への期待と役割は大きくなっております。大間連は基盤が脆弱ではありますが、さまざまな活動を通じて、会員の増強や組織の活性化を図ってまいりたく、全間連の皆さまのより一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

組織の状況

大間連は、大阪国税局管内の間接税関係業種団体で組織する団体で、昭和50年に設立され、今年で40周年を迎えることになりました。大間連は、設立当初から税務署単位の下部組織を持たないという、全国の局間連の中でも特異な形態となっております。

これには大阪国税局管内の特殊な事情があります。

大間連が設立された当時、大阪国税局管内（近畿2府4県）の税務署（83署）の全所在地に税務署名を冠した「〇〇納税協会」が存在していました。また、これら納税協会の中心組織として納税協会連合会もありました。

納税協会は、納税者（個人・法人を問わない）の団体として、税務官公署との連絡協調のもとに、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、その事業活動を通して税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営の健全な発展と明るい地域社会の建設に貢献することを目的としており、独自の自主財源で地域に密着した事業活動を行って

います。現在、納税協会（83協会）は全て公益社団法人に納税協会連合会は公益財団法人となっております。

以上のような経緯から、署単位における納税者団体としての活動は、納税協会に一元化されたため、大間連は、署単位の下部組織を持たない局間連となりました。

なお、同様な理由から、青色申告会、法人会なども大阪国税局管内にはなく、個々の納税協会によって多少の違いはありますが、納税協会の内部組織としての法人部会、個人部会、間税部会等があるのみです。

会員の状況

大間連の現在の会員数は9業種団体です。

大間連の会員は、設立当初から酒税を除く間接税関係業種団体としていますが、これは、組織の状況でも述べたとおり、地域に密着した署単位の活動は納税協会に委ね、専ら業種別、税目別に焦点を絞って自主申告制度の確立、税知識の普及啓発活動を行っていくこととしたためです。

会員数は、大間連設立当時には物品税などの個別

間接税の時代であったため、間接税関係業種団体や税目別団体も多くあったようですが、消費税導入とそれに伴う個別間接税の廃止、その後の経済状況の変化などにより、業種団体や税目別団体の解散などがあり会員数は減少しました。

ところで、大間連の活動の中心となっている大阪国税局管内消費税協議会（大消協）は、昭和58年に物品税の局所管製造場の主要メンバーで創立された大阪国税局管内物品税協議会（大物協）が前身です。大物協は、平成元年の消費税導入時に物品税も廃止されたため、その役目を終えたようにも思われましたが、新たに導入される消費税は、基幹税となる間接税であり、その導入に当たっては長期的に安定した税として定着させることが大物協の責務であるとして、大消協に改組し、消費税の円滑な定着や正しい税知識の普及などの啓発活動を通じ、税務行政に協力する団体として新たにスタートしました。

大消協は大間連と一体となり、消費税導入時から消費税の円滑な定着と税知識の普及啓発に務めて来ましたが、この間、景気の低迷や在阪企業本社の東京移転、更には合併などによる会員の減少が続いていました。しかしながら残った会員が一致団結し、ご当局の協力を得ながら会活動の充実に努めた結果、新たな会員も少しずつ増えてきています。

大間連会員数の推移

昭和50年	平成4年	平成14年	平成26年
	外7	外7	外1
20	17	15	9

(注)外書きは賛助会員

大間連の主な活動を紹介します。

(1) トップセミナーの開催

大間連は、例年、税務行政の現状と大間連の運営について、国税局幹部と会員の相互理解と信頼を高める場としてトップセミナーを開催しています。

本年度のトップセミナーは、平成26年5月20日ホテルプリムローズ大阪において行われました。

第一部は、佐川大阪国税局長による講演会で「財政・税制の状況」と題して、①我が国の経済事情②法人課税③消費税についての講演が行われました。佐川局長は、財務省で税制の企画立案に携われた経験談も織り込まれながら分かり易く説明され、興味深いものでした。なお、講演後には、佐川局長と会長、副会長による座談会が行われ、間税会の現状等が話し合われました。

第2部は、セミナー参加者と佐川局長、木村課税

第二部長をはじめ国税局幹部の方々との意見交換会が行われました。



佐川大阪国税局長 講演会



座談会



意見交換会

(2) 消費税・印紙税セミナー

平成26年11月19日 消費税・印紙税セミナーを開催しました。

講師は、大阪国税局消費税課の担当官にお願いしました。

大間連は、例年、会員を対象にした講義方式の消費税セミナーと印紙税セミナー、少人数討議方式の消費税研究会と印紙税研究会をそれぞれ実施しています。今回実施した消費税セミナーは、消費税率の引上げ後であり、納税者の関心が高く、多くの参加がありました。

なお、消費税研究会や印紙税研究会では参加者が課題を持ち寄って討議しますが、研究会で討議された課題については結果を整理し、国税局消費税課の監修を得た上で、大間連会報の号外として発行しています。

(3) 教養研修の実施

平成26年11月20日 教養研修を実施しました。

今回は、会員企業であるダイハツ工業株式会社池田工場とインスタントラーメン発明記念館を訪問しました。

ダイハツ工業では、会社説明を受け、乗用車製造工程を見学させていただきました。

インスタントラーメン発明記念館では、マイカップ麺の制作体験などをしましたが、暫し童心に返った心地になりました。

ところで、この教養研修は、かつては毎年1回実施されていたのですが、大間連組織が低迷していたこともあって長期間実施されていませんでした。しかし、平成26年度の役員会において、会活動を活発化して間税会をアピールし、会員獲得に繋げていくべきとの提言があり、その一環として復活したものです。参加した会員からは、楽しかった。今後の会

行事には積極的に参加したいとの声も聞かれるなど、会活動に対する積極的姿勢も見られました。新たな会員の加入勧奨に繋がっていくことを願っています。



ダイハツ工業(株) 池田工場 会社説明



インスタントラーメン発明記念館

(4) 国税局調査部幹部との勉強会

平成27年3月18日 大阪国税局調査部幹部との勉強会を実施しました。

参加者は、大間連役員企業のうち国税局調査部の所管となる企業の税務担当者14名と大阪国税局の増井課税第二部長、古川同次長、舩富消費税課長、調査部からは北村調査第一部長、濱田調査管理課長、梶巻国際情報第一課長です。

勉強会は、第1部として、最近の国際課税の状況と題して、梶巻国際情報第一課長から海外取引調査等の状況や問題点などをデータの背景やトレンドを交えながら説明されました。

第2部は、税務に携わる人材の育成について、企業の税務担当者と国税局側出席者とのフリーな意見交換が行われました。税務担当者からは各社の実情が紹介されましたが、いずれも国際取引や税法の複雑化などにより企業内精通者の育成については厳しい状況下にあるとの意見でした。また、税務当局の研修体系の紹介などもあり、活発な意見交換が行われました。

参加者からは、他の日系企業の課税状況を理解できてよかった、各社の税務人材育成の悩みを聞いた結果、自社だけでないと安心したなど情報が共有された、税務調査では、なかなか聞けない話もあって親近感が持てた、などの感想が寄せられています。



国税局側

企業側



現代の文化を支える製紙技術
創業100年の歴史と伝統

●兼六ボール ●クラフトボール ●チップボール ●黄板紙
●色ボール ●紙管原紙 ●各種紙器用板紙 ●各種貼合加工品



加賀製紙株式会社

代表取締役社長 中島秀雄

〒921-8054 金沢市西金沢1丁目111番地
TEL (代) 076(241)1151・(営業直通) 076(241)1155・FAX 076(241)0239

広島国税局間税会連合会

会長 蔵田 和樹

広島県間税会連合会	会長	久保 弘睦
山口県間税会連合会	会長	村谷 太洋
岡山県間税会連合会	会長	浅野 益弘
鳥取県間税会連合会	会長	濱上 正夫
島根県間税会連合会	会長	大谷 厚郎

消費税免税販売制度についての取組

現在、経済産業省と観光庁がタイアップして「世界を呼び込め！外国人旅行者をショッピングでおもてなし」と題し、『さあ、免税店になろう！』という販売制度に力を入れるようになってきています。

この免税店制度というのは、免税店を経営する事業者が、外国人旅行者などの非居住者に対して一定の方法で販売する場合には、**消費税が免除される制度**です。

それではなぜ今、免税店制度なのでしょう？ 最近では都会や観光地を中心に街を歩く外国人をよく見かけるようになっていませんか？外国人旅行者は10年前に比べ約2倍に増加しており、東京オリンピック・パラリンピック開催を追い風として、2020年に2,000万人誘致を目標に今後さらなる増加が期待されています。ではなぜ外国人旅行者が増えると免税店制度が必要になってくるのでしょうか？ 実は外国人旅行者はショッピングが大好きで、訪日外国人はショッピングに平均約4万5千円を支出しており、特にアジアからの旅行者は、たくさん買い物をされています。中でも中国からの旅行者は一人当たりおよそ11万円の買い物をされています。さらに、平成26年10月からはそれまで免税対象外だった消耗品(食品、飲料、薬品、化粧品等)も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

要は、輸出物品販売場(免税店)を経営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者に対して特定の物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されるのです。そうすることにより外国人旅行者の皆さんに安心して買い物をして頂くことを目的としています。2014年10月1日現在全国では9,361店が免税店許可を取得し、半年前と比較し3,584店増加しました。又、名古屋国税局管内の東海4県では10月1日現在半年前の365店から230店増え595店となっています。

それでは、我が岐阜県間税会連合会のある岐阜県での免税店制度の現状はどうなのでしょう？岐阜県にも世界遺産の白川郷や高山祭りで有名な飛騨の小京都と呼ばれる高山、又県都である岐阜市のぎふ長良川鵜飼など観光地には事欠きません。そんな中、岐阜県は2014年10月1日現在半年前の28店から29店増加して57店が免税店の許可を取得しています。数ある観光地を抱え、2027年には中津川にリニア中央新幹線の駅も開業予定の岐阜県としてはいささか取得店舗が少ない様に思われます。今後いかにして免税店を経営する事業者と外国人旅行者にメリットが出るのかをよく調査して岐阜県間税会連合会として講習会等セミナーを開催することも検討課題の一つになってくることと思います。

それでは、ここで岐阜県の代表的な観光地の紹介をさせていただきます。

① 白川郷

白川郷は今日では大野郡白川村を指すことが多く、中でも荻町地区は五箇山と並び合掌造りの集落で知られ独特の景観をなす集落が評価され、1976年に重要伝統的建造物群保存地区として選定されました。また1995年には合掌造り集落としてユネスコの世界遺産(文化遺産)に登録され、現在は「世界遺産白川郷合掌造り保存財団」などがその保存にあたっており、毎年10月中旬開催の天下の奇祭である「どぶろく祭」、11月上旬頃には火災に備えての一斉放水の訓練、合掌造り民家園での紅葉ライトアップ等の催しがあり県外や海外からも多くの観光客の方が訪れ民芸品やお菓子などのお土産を購入されています。

尚、和田家住宅は、国の重要文化財に指定されています。



② 飛騨の小京都、高山

高山市の中心市街地には江戸時代以来の城下町・商家町の姿が保全されており、その景観から「飛騨の小京都」と呼ばれており、最近では仏ミシュランの実用旅行ガイド「ボワイヤジェ・プラティック・ジャポン」では必見の観光地として3ツ星を獲得しています。高山市中心部には多くの観光スポットが点在し、上三之町を中心とした「古い町並」や宮川沿いの「朝市」、「高山陣屋」「飛騨の里」などが人気スポットで、中でも春と秋の年二回守り継がれている「高山祭」には国内外から多くの観光客が訪れ、たくさんの買い物客で飛騨の地酒や工芸品など多くの土産物屋さんが賑わいを見せています。

③ ぎふ長良川鵜飼

金華山と山頂にそびえる岐阜城をバックに清流長良川で5月11日から10月15日まで「ぎふ長良川鵜飼」は行われています。およそ1300年の歴史がある鵜飼は鵜匠が鵜をあやつり魚を捕える漁法で、観客を現在を忘れ千古の昔にタイムスリップしたような幽玄の世界へと誘いま

す。また、鵜飼は多くの文化人にも愛され松尾芭蕉は岐阜を訪れた際、鵜飼を見物し「おもうしろて やがてかなしき 鵜舟かな」という名句を残したほか、世界の名優であるチャールズ・チャップリンは2度鵜飼見物に訪れ、絶賛したと言われています。鵜飼観覧船乗り場の西側には「川原町」という格子戸のある古い町並みもあり伝統工芸品の「岐阜うちわ」を製造販売しているお店

や岐阜銘菓の「鮎菓子」で知られる和菓子店などたくさん土産物屋さんがあり大変賑わっています。

以上あげました通り、岐阜県にも今後免税店制度を利用し海外からの観光客や旅行者の誘致に向けて努力していく観光地はたくさんあります。最初に述べました通り今後岐阜県間税会連合会として消費税免税販売制度が円滑に推進できる様活動していきたいと考えています。

「税の標語」募集

平成27年の「税の標語」を募集します。

◆内 容

税（消費税に限定しません。）のPRになるものであれば、形式は、俳句・川柳調の5・7・5にこだわることなく自由です。短歌調のように長くなっても差し支えありません。

ただし、未発表のものに限ります。また、過去の入賞作品と同じものや著しく類似しているものは、入賞作品として採用しません。

◆募集要領

○対象者 会員、非会員を問いません。

○応募方法

- 1 各間税会が取り纏める方法
 - 2 非会員で「全間連インターネットホームページ」等による方法
- 住所、氏名、電話番号を書いて応募してください。
「郵便」又は「FAX」の場合、判読できるよう明瞭な記載をお願いいたします。

○応募期限 平成27年9月10日（木）

○応募先 全国間税会総連合会事務局

〒105-0003 東京都港区西新橋3-23-6

白川ビル FAX 03-3437-0301

ホームページアドレス <http://www.kanzeikai.jp>

◆優秀作品

優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

◆「税の標語」の活用

応募された作品は、全間連（傘下間税会を含む）の広報活動として利用する場合があります、その場合には、氏名・住所（市・区又は学校名）を掲載することがありますので、ご理解の上、応募ください。

◆「税の標語」の募集には、一般財団法人蔵財務協会の後援を受けています。

◆応募用紙記載例（郵便はがき）

「税の標語」

- ① 医療と福祉と教育と 感じる税のありがたみ
- ② 税金を 学んで活かそう ぼくらの未来

住 所

氏 名

電話番号

所属間税会

局間連

単位間税会

四 国 間 税 会 連 合 会

会 長 中 端 正 美

香川県間税会連合会	会長	石川	豊
愛媛県間税会連合会	会長	佐伯	要
徳島県間税会連合会	会長	佃	充生
高知県間税会連合会	会長	竹崎	敏夫

南九州間税会連合会

会 長 青 木 祐 心

〔事務局〕 〒861-8045

熊本市東区小山6-10-15おやま内科医院内
TEL・FAX 096-389-5822

熊本県間税会連合会	会長	青木	祐心
大分県間税会連合会	会長	牧	稔房
鹿児島県間税会連合会	会長	迫田	義昭
宮崎県間税会連合会	会長	木村	繁弘

「税の標語」の応募状況

「税の標語」の募集は、平成5年度から実施しており、平成26年度は22回目になりました。

平成26年度におきましては、間税会会員、その家族や知人などのほか、小中学校等を通じてその生徒、さらにはインターネットにより、広く募集した結果、全国から273,535点（昨年度：234,267点）にのぼる多数の応募がありました。

「税の標語」の募集は、今では「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布と並んで、間税会にとって租税教育及び税の啓発活動の観点から、主要な事業になってきています。

この募集活動をさらに進めるために、「税の標語」を100点以上募集した間税会に対しては、全間連から報奨金が支給されることになっているのですが、平成26年度におきましては、152の間税会に報奨金が支給されました。

○「税の標語」局間連別の応募状況

区 分	平成26年			平成25年		
	応募数	構成比	応募単位数	応募数	構成比	応募単位数
	点	%		点	%	
東 京	134,768	49.3	72(84)	107,891	46.1	68(84)
関東信越	26,215	9.6	22(63)	24,481	10.5	19(63)
大 阪	0	0.0		0	0.0	
北 海 道	4,707	1.7	11(30)	3,486	1.5	9(30)
仙 台	7,894	2.9	7(52)	6,431	2.7	7(52)
東 海	68,054	24.9	26(48)	63,899	27.3	27(48)
北 陸	1,570	0.6	5(15)	1,325	0.6	2(15)
広 島	4,940	1.8	14(50)	4,322	1.8	13(50)
四 国	6,158	2.3	8(26)	5,039	2.2	7(26)
福 岡	5,624	2.1	13(36)	3,391	1.4	12(36)
南九州	5,407	2.0	5(36)	6,975	3.0	3(36)
沖 縄	5,478	2.0	2(6)	6,182	2.6	2(6)
業 種	0	0.0		0	0.0	
ネット他	2,720	1.0		845	0.4	
合 計	273,535	100.0	185(438)	234,267	100.0	169(441)

○報奨金の支給対象となった間税会と応募数

局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)	局間連	間税会	応募数(点)
東 京	麹 町	1,127	東 京	横 浜 南	1,584	北 海 道	滝 川	330	東 海	紀 州	178
"	神 田	407	"	保土ヶ谷	3,699	"	旭 川 中	216	"	岐 阜 北	3,500
"	京 橋	688	"	戸 塚	1,475	"	旭 川 東	101	"	岐 阜 南	2,053
"	芝	648	"	神 奈 川	2,015	"	室 蘭	1,039	"	大 垣	2,166
"	麻 布	778	"	緑	4,707	"	網 走	125	北 陸	金 沢	155
"	小 石 川	4,593	"	鶴 見	473	"	十勝池田	100	"	福 井	253
"	本 郷	1,168	"	川 崎 南	1,108	"	根 室	574	"	富 山	300
"	上 野	1,348	"	横 須 賀	844	仙 台	仙 台 南	2,093	広 島	広 島 東	2,936
"	浅 草	187	"	鎌 倉	662	"	安 達	681	"	広 島 西	220
"	品 川	1,217	"	藤 沢	1,633	"	須 賀 川	1,417	"	吉 田	205
"	荏 原	1,366	"	平 塚	2,153	"	喜 多 方	428	"	府 中	688
"	大 森	173	"	大 和	1,852	"	白 河	2,574	"	庄 原	246
"	雪 谷	363	"	相 模 原	1,735	"	い わ き	640	"	岡 山 東	115
"	蒲 田	196	"	千 葉 東	2,368	東 海	名 古 屋 東	1,339	"	高 梁	101
"	世 田 谷	1,327	"	千 葉 西	2,159	"	熱 田	909	四 国	高 松	1,610
"	北 沢	3,511	"	成 田	1,188	"	尾張瀬戸	554	"	丸 亀	895
"	玉 川	1,032	"	松 戸	5,133	"	津 島	3,497	"	小 豆 島	342
"	渋 谷	756	"	市 川	344	"	東 三 河	920	"	阿波麻植	1,472
"	新 宿	571	"	船 橋	10,255	"	静 岡	5,534	"	高 知	704
"	中 野	2,137	"	佐 原	1,351	"	伊豆下田	977	"	幡 多	693
"	杉 並	426	"	銚 子	904	"	沼 津	3,395	"	南 国	422
"	荻 窪	2,588	"	東 金	2,946	"	三 島	542	福 岡	田 川	1,062
"	板 橋	104	"	茂 原	3,150	"	熱海伊東	2,881	"	飯 塚	1,093
"	練 馬 東	353	"	木 更 津	7,480	"	富 士	404	"	甘 木 朝 倉	1,398
"	練 馬 西	2,189	"	館 山	703	"	藤 枝	2,118	"	小 倉	1,269
"	豊 島	1,132	関東信越	浦 和	702	"	島 田	570	"	唐 津	305
"	荒 川	3,103	"	大 宮	5,771	"	掛 川	130	"	武 雄	408
"	足 立	888	"	所 沢	1,134	"	浜 松 西	3,599	南九州	熊 本 西	954
"	西 新 井	1,030	"	秩 父	2,621	"	津	1,756	"	熊 本 東	1,003
"	本 所	1,854	"	春 日 部	1,314	"	桑 名	3,160	"	玉 名	1,013
"	向 島	305	"	越 谷	103	"	鈴 鹿	2,695	"	菊 池	1,167
"	葛 飾	3,245	"	宇 都 宮	1,547	"	四 日 市	536	"	白 杵	1,270
"	江 東 西	1,086	"	足 利	1,225	"	松 阪	21,693	沖 縄	那 覇	4,486
"	江 東 東	1,150	"	佐 野	1,131	"	伊 勢	2,746	"	北 那 覇	992
"	日 野	3,499	"	藤 岡	969	"	伊 賀	202			
"	町 田	3,840	"	上 田	1,212						
"	立 川	10,629	"	新 津	2,952						
"	東 村 山	4,393	"	高 田	5,288						
"	武 蔵 野	603	北 海 道	札 幌 南	154						
"	武 蔵 府 中	1,099	"	函 館	897						
"	横 浜 中	493	"	岩 見 沢	1,104						

(注)「税の標語」の募集活動に対する報奨金については、単位間税会からの年間の応募数に応じて、次の基準により支給される。

応募数 100 ～ 500点未満	1万円
500 ～ 2,000点未満	2
2,000 ～ 3,000点未満	3
3,000 ～ 5,000点未満	4
5,000点以上	5

常任理事会開催される

去る1月19日（月）開催の納税功労表彰受彰祝賀会に先立って、常任理事会が開催されました。

主な議事内容は、次のとおりです。

1 共通関係

- (1) 今年の課題については、特に「全間連の最重点施策について」説明があり、了承されました。
- (2) 平成27年度全間連会議・行事計画が提案どおり承認されました。
また、第42回通常総会は東海間連担当で行うことが了承されました。
- (3) 納税功労表彰受彰祝賀会の開催について説明があり、了承されました。
- (4) 平成26年分の所得税及び個人事業者の消費税確定申告期の行政協力について説明があり、了承されました。
- (5) e-Taxの利用促進について説明があり、了承されました。
- (6) 活性化等推進費の支給対象等について説明があり、了承されました。

2 広報関係

- (1) 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルは、世界の消費税（付加価値税）の状況を周知し、更に間税会をアピールするためにも大変効果的なので、本年も昨年（昨年の作成枚数：78.5万枚）以上に積極的な作成と効果的な活用に取り組むこととされました。
なお、全間連への作成申込みは6月末を期限とし、全間連から各局間連等への送付は9月上旬を目途とされました。
- (2) 本年も全間連の主要行事の一つとして「税の標語」の募集と活用に積極的に取り組むこととされました。
なお、応募期限は9月10日（木）とし、全間連への進達期限は9月末日とされました。

3 税制関係

- (1) 平成27年度税制改正大綱について説明がありました。
- (2) 税制及び執行並びに歳出に関する提言活動について、平成27年度の税制改正等に向けての検討日程などの説明があり、了承されました。
- (3) 消費税等に関するアンケート調査について説明があり、了承されました。

納税功労表彰受彰祝賀会・ 新年賀詞交歓会開催される



菅原一秀財務副大臣

平成27年1月19日（月）東京都港区・東京プリンスホテルにおいて、納税功労表彰受彰祝賀会が開催されました。

祝賀会では、叙勲受章者2名、財務大臣表彰受彰者9名、国税庁長官表彰受彰者11名、国税局長表彰受彰者42名の方々に、大谷会長から感謝状が贈られました。

続いて開催された新年賀詞交歓会では、ご来賓として出席いただいた菅原一秀財務副大臣からごあいさつをいただいた後、石坂匡身（一財）大蔵財務協会理事長の乾杯のご発声で祝宴に入り、多くのご来賓の方々と交え、和やかな中にも盛り上がった交流が行われました。

全間連の主な動き（27.1.19～4.2）

- | | | |
|----------|--|-----|
| 1月19日(月) | 税制委員会、正副会長会議、常任理事会、
納税功労表彰受彰祝賀会、新年賀詞交歓会 | 東京 |
| 2月6日(金) | 第13回モデル会会長会同 | 事務局 |
| 4月2日(木) | 企画会議 | 事務局 |

第42回通常総会・ （三重大会）のご案内

東海間税会連合会 会長 安藤 重良

全間連第42回通常総会は、東海間税会連合会の担当で、下記日程で開催いたします。

当連合会では、桑名市の特色を活かし、皆様方に楽しんでいただける大会となるよう鋭意準備を進めていますので、会員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 開催日 | 平成27年9月18日（金） |
| 2 | 会場 | ホテル 花水木
（三重県桑名市長島町浦安333） |
| 3 | 次第 | 正副会長会議 12:30～13:30
常任理事会 13:40～14:20
青年部・女性部 13:30～14:20
合同総会 14:40～16:00
記念講演 16:10～16:50
（講師 武田 美保 氏）
懇親会 17:00～18:30 |
| 4 | エクスカージョン | 9月19日（土）～20（日） |

以上

社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税番号制度につきまして「マイナンバー 社会保障・税番号制度 民間事業者の対応」として、平成27年2月版として内閣官房等から発表されました。その概要を紙面の許す限り掲載しましたので、参考にしてください。

平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人に マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。
 - ※ 国外に滞在し、住民票のない方にはマイナンバーは付番されません。
帰国して住民票が作成される際にマイナンバーの指定や通知が行われます。
 - ※ 外国籍の方でも、中長期在留者、特別永住者などで住民票がある場合には、
マイナンバーが付番されます。
- ・法人には、1法人1つの法人番号（13桁）が指定され、
どなたでも自由に使用できます。



マイナンバーは一生使うものです。 大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

平成28年1月から、 社会保障、税、災害対策の行政手続で マイナンバーが必要になります。

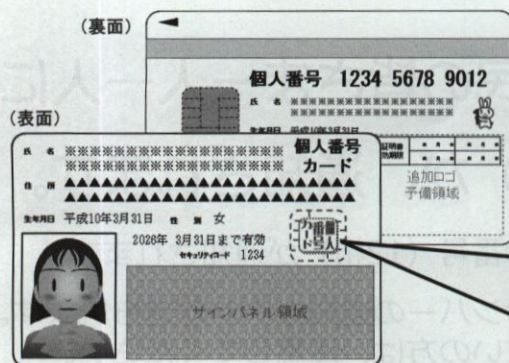
マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

個人番号カードは様々な用途で利用可能です。

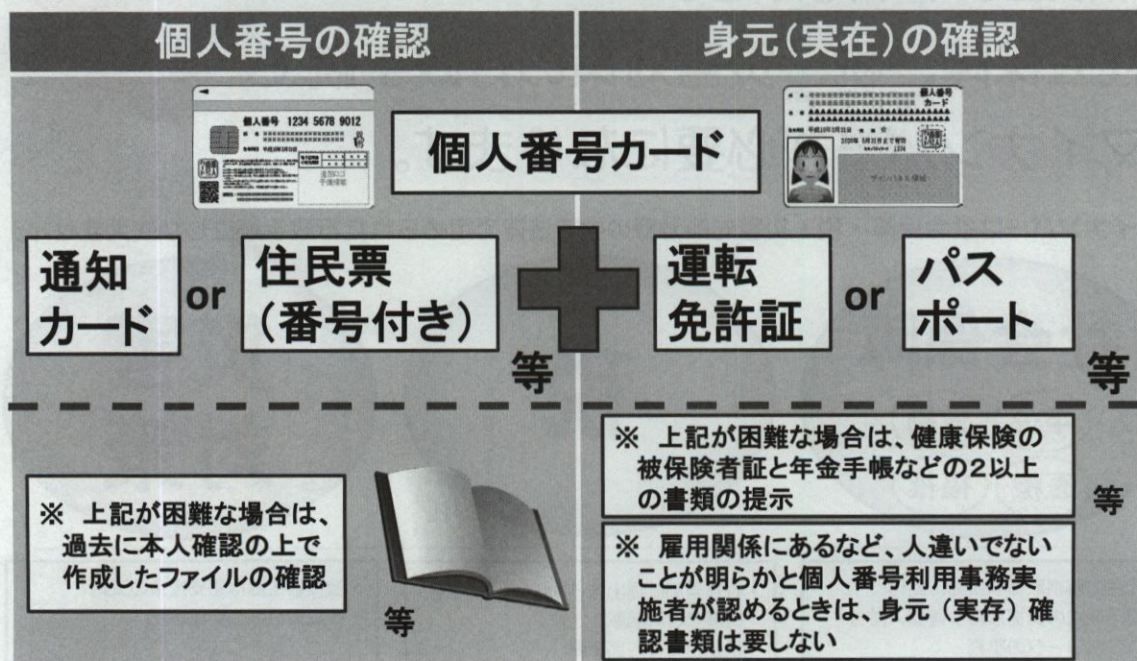
本人からの申請により、市町村長が個人番号カードを交付します。



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、これらの事項等が ICチップに記録されます。

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用します。
- ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができます。
- ③ マイ・ポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用します。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。



税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。

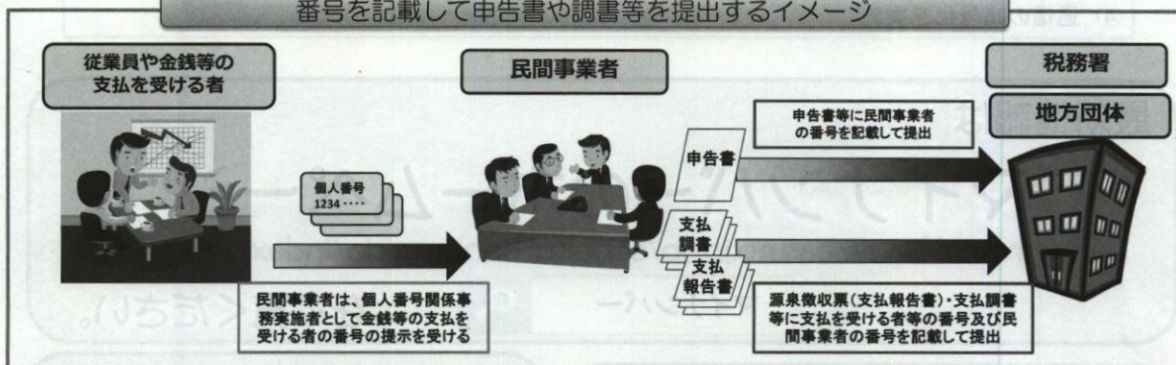
番号制度導入後（平成28年1月以降）は、申告書・法定調書等の提出に当たり、当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

	記載対象	番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	
個人住民税	(地方税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から 平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで） （個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで）
個人事業税	(地方税)	
法人税	(国税)	
法人住民税	(地方税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から 平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで（延長法人は平成29年3月31日まで）
法人事業税	(地方税)	
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（注） （例）平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から （例）平成28年分給与支払報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から 各税法に規定する、提出すべき期限

（注）平成28年1月1日以前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。

従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

個人情報に対する国民の懸念に対応します。



番号制度に対する国民の懸念

- ・ 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- ・ 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- ・ 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- ③ 特定個人情報保護評価（番号法第26条、第27条）
- ④ 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施



最新情報は

マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

マイナンバー公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

マイナンバーロゴマーク

☆ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。

☆ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークをご使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

ご不明な点は

マイナンバーの コールセンター

（全国共通ナビダイヤル）

マイナンバー
0570-20-0178
まで

- ※ ナビダイヤルは通話料がかかります。
- ※ 一部IP電話等でつながらない場合は050-3816-9405までおかけください。
- ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）

◎国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。

詳細については、下記を参照してください。

https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sonota/itiji_leaflet.pdf